

○須賀川市公共工事等の発注見通しの公表に関する要綱

令和2年3月24日告示第37号

改正

令和7年7月11日告示第110号

須賀川市公共工事等の発注見通しの公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に基づき、公共工事、測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「公共工事等」という。）の発注見通しの公表に関して必要な事項を定めるものとする。

(発注見通しの公表)

第2条 当該年度に市が発注することが見込まれる公共工事等については、毎年度、4月1日（当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日）以降遅滞なく、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 公共工事等の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
- (4) 概算規模
- (5) 公共工事等を発注する所管課（廃）名

(発注見通しに関する公表の対象)

第3条 発注見通しに関する公表は、1件当たりの予定価格が400万円以上と見込まれる公共工事等を対象とする。ただし、次に掲げる公共工事等を除く。

- (1) 公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事等であって、当市の行為を秘密にする必要があるもの
- (2) 公表時に前条各号に規定する事項に不明確な部分があり、発注見通しが立たないもの（公表の手続、方法等）

第4条 前条に規定する公共工事等を発注する所管課（廃）長は、須賀川市公共工事等発注見通し一覧（第1号様式）により、公表日の7日前までに財務部財政課（以下「財政課」という。）に提出するものとする。この場合において、公表の日については財政課が決定する。

2 前項の規定による公表の方法は、市ホームページへの掲載及び財政課窓口における閲覧によるものとする。

3 前項に規定する閲覧時間は、須賀川市の執務時間を定める規則（平成元年須賀川市規則第14号）の例によるものとする。

(公表内容の変更)

第5条 前条第1項の規定により公表した発注見通しに関する事項に変更がある場合には、少なくとも毎年度1回、10月1日を目途に公表する。

2 前項に規定する公表の手続については、前条を準用する。

(公表の期間)

第6条 発注見通しに関する公表は、当該年度の3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日）
この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

須賀川市公共工事等発注見通し一覧(年度当初・変更)

[illegible]

*当該見通しは作成時点での予定であり、用地交渉等各種条件などの変化に伴い、変更・追加・取り止め等があり得ますのでご承知願います。

【記載上の注意】

- 【記載上の注意】
- 1 「入札契約方式」は、「一般競争入札」、「指名競争入札」又は「隨意契約」等区分して記載すること。
 - 2 「種別」は、「土木一式」、「新築」、「建築一式」、「地上測量」、「建築設計」又は「地質調査」等具体的な業種を記載すること。
 - 3 「契約時期」は、○年○月と記載すること。
 - 4 「期間」は、予定の期間を月単位で数値のみ記載すること。
 - 5 「必要」は、延長、展期、面積、構造、棟数等具体的に記載すること。
 - 6 「概算規模」は、おおよその設計金額を百万円単位で記載すること。（○百万円以下等、範囲を付した記載も可とする）